

# 確定申告の準備はお早めに

申告の相談・受付は

2月18日(月)～3月17日(月)

鳥取市役所駅南庁舎、鳥取税務署では

2月24日・3月2日の日曜日も受け付けます(8:30～17:00)

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期が近づいてきました。鳥取市役所での申告の相談・受付は、駅南庁舎と各総合支所で受け付けます。

期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

## 所得 税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期限内に申告と納税をすませましょう。確定申告が必要な人は次のとおりです。

### 給与所得の人

次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ① 給与収入が、2000万円を超える人
  - ② 給与所得・退職所得以外の所得合計額が、20万円を超える人
  - ③ 2カ所以上から給与をもらい、主たる給与以外の給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が、20万円を超える人
- ※②と③については、20万円以下の場合でも市・県民税の申告が必要です。

### 給与所得以外の人

平成19年中に事業(商業、農業など)を営んだ人、地代・家賃などの不動産収入があった人、雑所得(年金など)があった人、土地や建物、株式の売却などにより、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多かった人などは必ず申告してください。

※農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算してください。農業所得を申告する人は、収入金額と必要経費がわかるよう、通帳や領収書などを準備し、収支内訳書を作成してください。

### 所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ① 平成19年中で中途で退職し、再就職していない場合
- ② 多額の医療費を支払った場合(医療費控除)や、災害・盗難などの損害を受けた場合(雑損控除)など

- ③ 住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合(住宅借入金等特別控除)
- ④ 年末調整後に配偶者の所得や扶養家族数に変更があった場合

※還付申告は1月から受け付けています。

## 市・県民税

平成19年中に所得のあった人や、なかった場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人は市・県民税の申告が必要です。(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行われるため、減額対象者であっても、申告しない場合は減額ができません。)

ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
- ③ 収入が公的年金のみの人※社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。

## 申告に必要なもの

- ① 申告用紙、印鑑、通帳(還付申告の場合)
- ② 平成19年中の収入、支出明細書や領収書、平成18年分収支内訳書控え
- ③ 平成19年分の給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
- ④ 医療費控除を受ける人は、平成19年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑤ 雑損控除を受ける人は、損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
- ⑥ 平成19年中に支払った国民健康保険料、国民年金

保険料の額のわかるもの

- ※国民年金保険料で控除を受ける人は、支払金額証明書の添付が必要です。
- ⑦ 生命保険料、地震保険料控除を受ける人は、保険料の支払証明書
- ⑧ 寄付金控除を受ける人は、特定寄付金の明細書や領収書
- ⑨ 障害者や勤労学生を証明する書類
- ※65歳以上の人で知的障害者、または身体障害者に準ずる者として要介護の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3454 まで

## 今回の申告における税制改正のポイント

### 所得税、市・県民税

#### ▶地震保険料

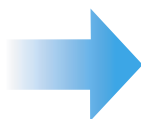
地震保険料控除が新設され、損害保険料控除は廃止になりました。ただし、平成18年末までに契約した

長期の損害保険については、経過措置により地震保険料として適用されます。

### 所得税

#### ▶税率の改正

改正前	
課税所得	税率
330万円未満	10%
330万円～900万円未満	20%
900万円～1800万円未満	30%
1800万円以上	37%



改正後	
課税所得	税率
195万円未満	5%
195万円～330万円未満	10%
330万円～695万円未満	20%
695万円～900万円未満	23%
900万円～1800万円未満	33%
1800万円以上	40%

#### ▶定率減税の廃止

定率減税（税額の10%、最高12.5万円）が廃止されました。

### 市・県民税

#### ▶税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除

平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある人（平成11～18年の間の入居者のみ）のうち、所得税額から控除しきれなかった金額がある場合、その分を翌年度以降の市・県民税から控除できるようになりました。対象になる人は、平成20年3月17日までに申告してください。

■確定申告を提出する人→鳥取税務署・市役所市民税課

■確定申告を提出しない人→市役所市民税課

#### ▶税源移譲の救済措置

以下の条件に合致する人は、市・県民税について救済措置があります。平成20年7月1日～31日の間に市民税課に申告していただくことで税源移譲前後の市・県民税の増加分について減額措置を受けることができます。

①平成18年分に比べて平成19年分の所得が極端に

減った人

②控除が増えたことによって平成19年分の所得税がかからなかった人

#### ▶老年者の非課税廃止による経過措置の終了

平成17年1月1日時点で65歳以上だった人で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、平成18年度から次の減額措置を実施しています。ただし、平成20年度からはこの減額措置がなくなります。

区分	18年度	19年度	20年度	
均等割	市民税	1000円	2000円	3000円
	県民税	600円	900円	1500円
所得割	1/3課税	2/3課税	全額課税	

※老年者控除の廃止に伴い、老年者控除との重複控除が認められなかった寡婦（夫）控除が、要件を満たすことで受けられるようになりました。その場合、申告が必要ですので、詳しくは申告時に相談してください。

## 申告と相談は、こちらまで 2/18～3/17

### ■所得税の確定申告（8:30～17:00）

鳥取税務署（富安二丁目89-4）☎(0857) 22-2141

税務相談室（鳥取税務署内）☎(0857) 23-8776

申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は3月31日（月）までです。

### ■市・県民税の申告（8:30～17:00）

市役所駅南庁舎地下第5会議室および各総合支所で受け付けます。

※総合支所の受付日程については総合支所だよりをご覧ください。

※鳥取地域で行っていた出張申告は、今年度からは行いません。

### 所得税の確定申告は、さらに便利で 使いやすくなった e-Tax（イータックス）で！

- ◇ホームページからカンタン申告
  - ◇最高5000円の税額控除
  - ◇添付書類が提出不要
  - ◇還付申告がスピーディー
- ※詳しくは e-Tax ホームページへ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3417 / 各総合支所市民生活課（29ページ参照）